

有鄰館 施設使用料

施設名		各施設使用料金			
		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	全日午前9時～午後9時
れんが蔵	平日	1,080円	2,160円	3,240円	5,400円
	日曜・休日	2,160円	4,320円	6,480円	10,800円
味噌醤油蔵	平日	540円	1,080円	1,620円	2,700円
	日曜・休日	1,080円	2,160円	3,240円	5,400円
塩蔵	平日	320円	640円	970円	1,620円
	日曜・休日	640円	1,290円	1,940円	3,240円
酒蔵	平日	430円	860円	1,180円	2,160円
	日曜・休日	860円	1,720円	2,590円	4,320円
穀蔵	平日	320円	640円	970円	1,620円
	日曜・休日	640円	1,290円	1,940円	3,240円
その他倉庫	平日	100円	210円	320円	540円
	日曜・休日	210円	430円	640円	1,080円
広場他	平日	100円	210円	320円	540円
	日曜・休日	210円	430円	640円	1,080円

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- 2 3,000円以上の入場料を徴する場合の使用料は、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 準備等のため使用する場合の使用料は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 4 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

[平9条例11・平25条例36・全改]

別表第2(第9条関係)

設備	使用料	
照明器具	500W未満1灯につき1回	50円
	500W以上1灯につき1回	100円
音響器材	一式につき	3,240円
調光器材	一式につき	3,240円
ピアノ		1,080円
電源 (持ち込み料)	音響調整器一式につき	320円
	照明機具一式につき	540円
冷暖房	1回(煉瓦蔵)	1,080円

設備使用料

- 1 照明器具、冷暖房使用料は1回ごととし、1回の使用時間は4時間までとする。
- 2 準備等のため使用する際の設備使用料は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 3 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

[平9条例11・全改、平25条例36・一部改正]

※施設の利用料他、詳細につきましては、有鄰館あてお問い合わせください。

なお、料金につきましては、消費税8%として対応しております。

連絡先 群馬県桐生市本町二丁目6番32号

電話・ファックス 0277-46-4144

